

時事新報 静定價
時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物
價報告あり其の代價は送付料は左の如し
一枚二圓一月前金五十圓三箇月前金一百五十圓〇六箇月前金三
圓一一年前金六十圓〇月附休刊
〇時事新報社より直送スルモノハ右定價ノ外ニ一箇月十三圓
競速料ヲ半支

に報道を發送し各新聞により各社同一の記事をこゝに載せた。本社は社員並に通信員依頼せよど雖も世間往往に報道すれば本社にもうかが如し爲めに行違ひ、本社に記事論説と寄稿書類を發送あらんとを詔ふ

各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を
填塞するより各社同一の記事を掲ぐるも寡からず獨り
時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社
に通信を依頼せかど雖も世間往々此事を知らずして通
信社にさへ教導すれば本社にも其報道は達する事を信
する方多きが如し爲めに行速ひを生じたる場合も寡か
らざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直接に
本社に向け發送あらんとを請ふ

會は人民參政の理に基き政治の公平を保つ機制として設置せらるゝものなれば今日の文明政理上に於ては復た之に過ぎたる良制度なきが如くなれども利弊相半するは事物に免れざる常數にして立憲代議制度とて併し亦種々の過不及なき能はず就中黨派軋轔の弊害は人々の窮屈に寒心する所にして之に次で困却なるは行政機關の運轉を澁滞せしむるの一事なり左れば國會たるもの常に此等の諸弊に鑑みて不都合を避けんるに注意せざる可らずるは勿論また其注意の向ふ所も大局に小局に遺漏なきに非ざれば其甲斐なきものたるを覺悟せざる可らず蓋し國會の弊たる其及ぶ所極めて大にして且つ一樣ならざればなり今當争のふとは暫く擱き近く行政濫濫の點に付て之を見るに例へば此國總編、兵庫

岡山等の諸縣に於ける水害の處分を如何す可さや之に國庫の豫備金より補助するは順序なれども豫備金は二十萬圓の内既に三十餘萬圓を消費し残るは僅に十五萬圓にして到底足る可きに非ず或は臨時に國會を召集せんか召集には四十日間も手間取るふとにして夫れり議決を經て實行する迄には又更に幾多の時日を費すべく彼是する内に九、十月の交に至れば暴雨大風の季節となり災害に災害を重ねるやも知る可らず況んでは式の事に臨時召集などは節重に過るの謹を免れざるに於てを然らば彼の震災救助の例に倣ひ緊急勅令を以て剩餘金より支出せんか震災事件にてすら猶は議論を免れざる次第なるに毎年珍しからぬ水害向て緊急勅令を發するが如きは實に憲法の精神に戻可きのみならず豫備金よりの支出と緊急勅令による支出とは益々混同して區別なきに至る可ければ何府の方略は本期の通常議會を俟て處分を決するの外かる可し進退共に都合の宜しからざるふとにして此如く行政の不自由なるは必竟國會なるものありて其利と嚴守するが故にして誠に是非なき次第にふそわ世には之が爲めに憲法を云々する者もあれども其完結は言ふ可さ限りに非ず又或る一派の如きは是れが備金の少額なるが故なり本年度の豫算は不成立に付前年度によりたるものにして其前年度の豫算は第一會として衆議金二百萬圓即ち第一、第二衆議金にて

れの百萬圓宛と定めたりしに閑着の末、あれを半減し
て以て六百五十萬圓削減の虛稱を買ひたるものなるが
故に探るそ今日の不都合を醸したるなれど頻に既往
を咎むる者あり自から是れ一説にして第二豫備金五十
萬圓とは實際に於て少額なるに相違なからん若し國會
が行政の便利を圖り此等の臨時支出に差支なからじめ
んと欲せば豫備金の如き溢あふて節約す可きに非ず換言す
れば豫備金をば寧ろ裕かに見積るは國會が行政を溢あふ
せしむるの弊を避くる一端にして曩に廿四年度豫算討
議の際、豫備金を削減したるは實に過失たるを免れざ
る可しと雖も更に歩を進めて考ぶるときは夫の治水の
業を忽せにするみ最も弊の大なる者には非ざる歟と
我輩をして聊か遺憾を覺へしむる者なり豫備金を増の
一義は素より可なりと雖も左ればとて又漫に多額を備
ざるを得ず素より災害救助金と治水業とは別々の問題
に屬すと雖も今國會の責務上より見るとときは行政部を
して此種の溢滯ながらしめんが爲め水害の如き臨時不
意の事件には特別の注意を加へ尋常の問題と同一視せ
んじて錢を愛しまざるは更に大切な事となり
右は近事に付て聊か所感を述べたる迄なれども國會あ
るが爲めに今年行ふ可きみどとも明年に延期せざる可
らざる等行政に及ぼすの不都合少なからざるみとなれ
ば國會に第一の注意は利と興し功を擧るよりは其固有
の弊害を避くるみと能く責務を知るものと云ふ可し若
し夫の黨争の弊に至ては重ねて機に觸れ論する所ある

明治二十四年九月内務省訓令第二十一號巡査探用規則
則第二條中「二十三年以土」トアルナ「二十一年以上ト
改ム

内務省訓令第三號參照
内務省訓令第二十一號選舉用規則(明治二十四年九月三日)拝謹
第二條 巡査監視者ハ品行方正年齢二十歳以上四十年未滿ニシテ
兵二相當セス且ツ左ノ諸項ニ低滿セサル者タルヘシ
○遞信省告示第百八十七號
來ル九月一日ニ備中國哲多郡新鄉村大字金村ニ於テ
郵便局ナ置キ其等級ヲ三等トス
明治二十五年八月二十二日。
遞信大臣伯爵黒田清隆

り聞くが如くんば前記趙秉世氏の譖奏は大に顧官を驚かしめたるものゝ如し彼の時弊を擧げ君側に人なしと云ふが如きに至りては氏も亦大に顧慮する處あり加之氏が腕とも頼みたる舍弟内務府督辨沈履澤氏は先般死去し氏の運動自由あらず在職するも到底其印鑿なしとて遂に此事あるに至りたるありと云ふ

に向ひたるよし其用件は今尙ほふに何か天津に緊急事件の起り露電信線の架設に就て露公として彼我貿易の便宜を計らんとするも延長する計畫なれば多分處によれば資金の點は未だ確定原まで偽原より咸興への電線架設して彼我貿易の便宜を計らんとするも延長する計畫なれば多分處によれば資金の點は未だ確定慶興出張の命を拜したるは北門と傳れきも氏等は前年京元門事に之を擔當したるみとあれば今回に關する用件ならんと云ふ

○煙草問屋の前途如何 是迄度名なる老舗は大小二十餘戸の荷主を控へ甲は薩摩國府の荷主家は水戸産を取扱ふと云ふが、荷積なすを得ず時として外店を控へ荷主は又此の専門問屋を控へ荷主は單に問屋の如引の出来ざる仕組なれば各問屋に拘はらず荷主は單に問屋の如例へば薩摩の荷主より葉煙直賣を依託せんか問屋は曰くじとて取合ざるに遂に問屋の行賣りを望まんか同じく同様氣儘なる相場を以て仕切の慣縛を受け居たる荷主も勘からぬに各産地の煙草業者は次第に東西何れの產地にも刻煙草を現れ隨て製造工場を興すか地の產品のみならず他產の葉餘念なき有様なり右は水戸の區別ある長崎薩摩、長州、地製造の刻葉にて店を埋立る問屋が高き職工の手間を仕掛けるより餘機なく品物の上にのみ賣場の傍へに工場を取り設けられば地場の製品は賣出され、最早米煙草に見ゆれ共頗る陳腐の廿五錢と匹敵するの傾向に押迫さるゝも又是非もなく、左れば地場の製品は田舎製造の廿五錢と匹敵する原因は一ならざれど、最早米煙草の輸入地にはあつても道理ならんが右は東洋の